

改正案

現行

<p>（兼営の認可の予備審査）</p> <p>第二条 法第一条第一項の規定による信託業務の兼営の認可を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書類を金融庁長官を經由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。</p> <p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 信託財産の管理又は処分（信託の目的の達成のために必要な行為を含む。以下同じ。）において宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する行為を行う信託（土地等（令第三条第一号に規定する土地等をいう。次項において同じ。）を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするものを除く。）</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（業務の種類及び方法）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 引受けを行う信託に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容並びに委託先の選定に係る基準及び手続（法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）（第二十二條第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。））</p> <p>ホ 法第六条の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項</p>	<p>（兼営の認可の予備審査）</p> <p>第二条 法第一条第一項の規定による信託業務の兼営の認可を受けようとする者は、前条に定めるところに準じた書類を内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。</p> <p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 信託財産の管理又は処分において宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する行為を行う信託（土地等（令第三条第一号に規定する土地等をいう。次項において同じ。）を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするものを除く。）</p> <p>二 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（業務の種類及び方法）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 引受けを行う信託に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 信託業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する信託業務の内容及びその委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）</p> <p>ホ 法第五条ノ四の規定による元本の補てん又は利益の補足に関する事項</p>
---	--

へ（略）

四（略）

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十一号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一（八）（略）

九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）

第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第十九条第一項第七号において同じ。）

十（略）

十一 前各号に掲げる財産以外の財産

十二 前各号に掲げる財産のうち、種類を異にする二以上の財産

（営業保証金の供託の届出等）

第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十五条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関（法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項に基づき供託をした信託業務を営む金融機関以外の者を含む。）が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書正本を添付して金融庁長官等に届け出なければならない。

3（略）

（営業保証金に代わる契約の締結の届出等）

第六条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結したとき（金融庁

へ（略）

四（略）

2 前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一（八）（略）

九 知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）

第二条第二項に規定する知的財産権をいう。第十八条第一項第七号において同じ。）

十（略）

十一 種類を異にする二以上の財産

十二 前各号に掲げる財産以外の財産

（営業保証金の供託の届出等）

第五条 法第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関（法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項に基づき供託をした信託業務を営む金融機関以外の者を含む。）が既に供託している供託物の差替えを行う場合は、差替えのために新たに供託をした後、その旨を差替え後の供託書正本を添付して金融庁長官等に届け出なければならない。

3（略）

（営業保証金に代わる契約の締結の届出等）

第六条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項の契約を締結したとき（金融庁長官等の

長官等の承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。）は、別紙様式第二号により作成した営業保証金供託保証契約締結届出書に契約書の写しを添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2～5 (略)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- 一 信託業務を営む金融機関が令第五条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第四条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二～四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一～四 (略)

2・3 (略)

承認を受けて当該契約の内容を変更したときを含む。)は、別紙様式第二号により作成した営業保証金供託保証契約締結届出書に契約書の写しを添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2～5 (略)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第七条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- 一 信託業務を営む金融機関が令第五条第三号の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項に規定する契約金額を含む。)が令第四条に定める額に不足した場合 当該契約の内容を変更した日

二～四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第八条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第九項の規定により有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い当該各号に掲げる額とする。

一～四 (略)

2・3 (略)

(信託業務の委託の適用除外)

第十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 信託行為に信託業務を営む金融機関が委託者又は受益者(これらの者から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務
- 二 信託行為に信託業務の委託先が信託業務を営む金融機関(信託業務を営む金融機関から指図の権限の委託を受けた者を含む。)のみの指図により委託された信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務を行う旨の定めがある場合における当該業務
- 三 信託業務を営む金融機関が行う業務の遂行にとつて補助的な機能を有する行為

(親法人等又は関連法人等)

第十一条 令第八条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる法人等(同項に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。)とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関(同項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。)を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 一 他の法人等(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の過半

(信託業務を営む金融機関の業務委託契約の内容)

第十条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委託先は、委託を受けた財産を自己の固有財産その他の財産と別して管理すること。
- 二 委託先は、信託業務を営む金融機関の同意なく業務の再委託を行わないこと。
- 三 委託先は、信託業務を営む金融機関の求めに応じ、委託を受けた財産の管理及び処分の状況並びに前号の信託業務を営む金融機関の同意を得て行つた業務の再委託の状況(再委託の契約内容及びその履行に関する状況を含む。)について説明しなければならないこと。
- 四 委託先は、委託を受けた財産の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、信託業務を営む金融機関の求めに応じ、これを閲覧させること。
- 五 信託業務を営む金融機関は、信託契約の委託者又は受益者の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、委託先との委託に係る契約を解除することができること。

(新設)

数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この条において同じ。）を行つていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等

と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

2| 令第八条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同条第四項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該法人等の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

- ロ 当該法人等から重要な融資を受けていること。
- ハ 当該法人等から重要な技術の提供を受けていること。
- ニ 当該法人等との間に営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他当該法人等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3| 特別目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同法第二条第十二項に規定する特定目的借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、出資者等の子法人等に該当しないものと推定する。

（信託の引受けに係る行為準則）

第十二条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（信託の引受けに係る行為準則）

第十一条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 (略)
- 二 自己又はその利害関係人(法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号、第二十三条第二項第四号及び第四項において同じ。)の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為(委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。)その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為
- 三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

- 第十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託業法第二条第二項、第六項、第九項及び第十一項に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店、信託受益権販売業者及び同法第五十条の二第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)
  - 二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合(当該委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)
  - 三 五 (略)
  - 六 法第六条の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約(以下「元本補てん付等信託契約」という。)(による信託の引受けを行う場合(委託者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。))

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

- 一 (略)
- 二 自己又はその利害関係人(法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号及び第二十二條第三項において同じ。)の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為(委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。)その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為
- 三 (略)

(信託契約の内容の説明を要しない場合)

- 第十二条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 委託者が適格機関投資家等(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家並びに信託業法第二条第二項、第六項、第九項及び第十一項に規定する信託会社、外国信託会社、信託契約代理店及び信託受益権販売業者をいう。以下同じ。)である場合(当該適格機関投資家等から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。)
  - 二 委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合(当該委託者から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)
  - 三 五 (略)
  - 六 法第五条ノ四の規定により元本の補てん又は利益の補足の契約をした金銭信託に係る信託契約(以下「元本補てん付等信託契約」という。)(による信託の引受けを行う場合(委託者から法第四条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。))

(信託契約締結時の書面交付を要しない場合)

第十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第十六条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三・四（略）  
五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）  
二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産に属する財産の對抗要件の具備に関する事項を含む。）

三（略）

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）  
二 信託財産である金銭を固有財産又は他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨及び当該信託財産と固有財産又は他

第十三条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者が適格機関投資家等であつて、書面又は第十五条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

二 委託者と同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがあり、かつ、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定により当該委託者に当該信託契約に係る書面を交付したことがある場合（当該委託者から同項に規定する書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

三・四（略）  
五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、委託者からの要請があつた場合に速やかに法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面を交付できる体制が整備されている場合

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第十四条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）  
二 信託財産の権利の移転に関する事項（信託に係る對抗要件の具備に関する事項を含む。）

三（略）

2 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第六号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一（略）  
二 信託財産である金銭を他の信託財産である金銭と合同運用する場合は、その旨

の信託財産との間の損益の分配に係る基準

- 3 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。
- 4 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - 一 (略)
  - 二 信託法(平成十八年法律第百八号)第百二十三条第一項、第百三十一条第一項又は第百三十八条第一項の規定により信託管理人、信託監督人又は受益者代理人を指定する場合は、当該信託管理人、信託監督人又は受益者代理人に関する事項
  - 三 (略)
  - 四 受益権の取得につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨
- 5 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - 一 (一)三 (略)
- 6 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - 一・二 (略)
- 7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 (略)
  - 二 法第六条の規定による元本の補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項
  - 三(五) (略)
- 六 受託者の公告の方法(公告の期間を含む。以下同じ。)
- 8 信託業務を営む金融機関が信託法第十二条第二項に規定する限定責任信託の引受けを行った場合にあつては、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。

- 3 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第八号に規定する同法第二十九条第二項各号に掲げる取引の概要には、当該取引の態様及び条件を含むものとする。
- 4 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第九号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - 一 (略)
  - 二 信託法(大正十一年法律第六十二号)第八条第一項ただし書の規定による信託管理人を指定する場合は、当該信託管理人に関する事項
  - 三 (略)
  - 四 受益権の発生につき受益者が信託の利益を享受する意思を表示することを要件とする場合は、その旨
- 5 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - 一 (一)三 (略)
- 6 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十一号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。
  - 一・二 (略)
- 7 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 (略)
  - 二 法第五条ノ四の規定による元本の補てん又は利益の補足の契約をする場合には、その割合その他これに関する事項
  - 三(五) (略)
- (新設)

一 限定責任信託の名称

二 限定責任信託の事務処理地（信託法第二百十六條第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）

三 給付可能額（信託法第二百二十五條に規定する給付可能額をいふ。）及び受益者に対する信託財産に係る給付は当該給付可能額を超えてすることはできない旨

（情報通信の技術を利用する方法）

第十六條 法第二條第一項において準用する信託業法第二十六條第二項（法第二條第一項において準用する信託業法第二十七條第二項及び第二十九條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関等（信託業務を営む金融機関又は信託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託業務を営む金融機関の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と委託者等（委託者又は委託者との契約により顧客ファイル（専ら当該委託者の用に供せられるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二條第一項において準用する信託業法第二十六條第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えら

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五條 法第四條第一項において準用する信託業法第二十六條第二項（同法第二十七條第二項及び第二十九條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関等（信託業務を営む金融機関又は信託業務を営む金融機関との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを委託者若しくは信託業務を営む金融機関の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と委託者等（委託者又は委託者との契約により顧客ファイル（専ら当該委託者の用に供せられるファイル）をいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第四條第一項において準用する信託業法第二十六條第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

八・二（略）

二（略）

2（略）

一・三（略）

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第九条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五（略）

3（略）

第十七条 令第九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

れたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、委託者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該委託者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、信託業務を営む金融機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

八・二（略）

二（略）

2（略）

一・三（略）

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第八条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ（略）

五（略）

3（略）

第十六条 令第八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

(計算期間の特例)

第十八条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者(信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。次条第一項第五号、第二十条第一号の二、第六号、第七号及び第九号、第二十三条第一項第三号、第三項第三号、第五項第一号の二、第四号及び第五号、第二十六条、第三十四条第一項第三号並びに第三十五条第一項第三号において同じ。)からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、当期末現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)ごとに次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三 (略)

四 有価証券先物取引(証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号及び第二十三條第三項第二号口において同じ。)、外国有価証券市場(同法第二條第八項第三号口に規定する外国有価証券市場をいう。第二十三條第三項第二号口において同じ。))において行われる有価証券先物取引と類似の

(計算期間の特例)

第十七条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜四 (略)

五 元本補てん付等信託契約による信託の引受けを行った場合において、受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

(信託財産状況報告書の記載事項等)

第十八条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書(以下この条において「報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 株式につき、計算期間中における売買総数及び売買総額並びに銘柄(信託財産の二分の一を超える額を証券取引法第二条第一項に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))に投資することを目的とする信託であつて、計算期間の末日現在において信託財産の総額の百分の一を超える額を保有している場合における当該銘柄に限る。次号において同じ。)ごとに次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

三 (略)

四 有価証券先物取引(証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。)、外国有価証券市場(同条第八項第三号口に規定する外国有価証券市場をいう。))において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引(同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物

取引、有価証券指数等先物取引（同法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引をいう。第二十三条第三項第二号口において同じ。）、有価証券オプション取引（同法第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。第二十三条第三項第二号口において同じ。）、外国市場証券先物取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。第二十三条第三項第二号口において同じ。）、有価証券先渡取引（同法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取引（同条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。）、有価証券店頭オプション取引（同条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。）、又は有価証券店頭指数等スワップ取引（同条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。）、が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額又は取引金額（口及びハに掲げる事項にあつては、地上権につき、次に掲げる事項（五）口及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項及び第二十三条第五項第二号において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）から

イ～二（略）

六～九（略）

十 信託事務を処理するために債務（信託事務処理に關し通常負担する債務を除く。）を負担している場合には、当該債務の総額及び契約ごとの債務の金額その他当該債務の内容に関する事項（当該債務が借入れである場合にあつては、総借入金額並びに契約ごとの、借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項並びに借入の目的及び使途を含む。）

十一 当該信託財産に係る法第二条第一項において準用する信託業

取引をいう。）、有価証券オプション取引（同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引をいう。）、外国市場証券先物取引（同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引をいう。）、有価証券先渡取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取引（同条第二十五項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。）、有価証券店頭オプション取引（同条第二十六項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。）、又は有価証券店頭指数等スワップ取引（同条第二十七項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。）、が行われた場合につき、それぞれ取引の種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び計算期間中における取引契約金額若しくは取引金額

五 不動産、不動産の賃借権又は地上権につき、次に掲げる事項（口及びハに掲げる事項にあつては、受益者（受益者である資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社が発行する資産対応証券を取得した者その他実質的に当該信託の利益を享受する者（第六項において「実質的受益者」という。）を含む。以下この項、第二十二条第一項第三号及び同条第四項第二号において同じ。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得た場合を除く。）

イ～二（略）

六～九（略）

十 信託事務を処理するために資金の借入れをしている場合には、総借入金額並びに契約ごとに、借入先の属性、借入金額、返済期限、当期末残高、計算期間及び借入期間における利率、返済方法、担保の設定に関する事項及び借入の目的及び使途

法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2) 4 (略)

5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託行為によつて設定された期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これをに交付しなければならぬ。ただし、信託行為によつて設定された期間の終了後に受益者に当該報告書を交付すべき場合において、次条各号に該当するときは、この限りでない。

6 信託業務を営む金融機関は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第二十四條第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四條第五項において準用する同條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第二十條 法第二條第一項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当

十一 当該信託財産に係る信託業務を第三者に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、住所又は所在地、委託に係る報酬及び委託する業務の内容

2) 4 (略)

5 信託業務を営む金融機関は、信託財産の計算期間の終了後又は信託契約の期間の終了後、遅滞なく、当該信託財産に係る報告書を作成し、これを受益者に交付しなければならない。

6 信託業務を営む金融機関は、第一項第五号の規定にかかわらず、実質的受益者が証券取引法第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家である場合又は同法第二十四條第一項に規定する特定有価証券を取得している者であり、かつ、受益者が当該特定有価証券に関して同法第二十四條第五項において準用する同條第一項又は第三項の規定により有価証券報告書を提出している場合（当該特定有価証券に関して同法に基づく有価証券報告書の提出義務が課せられていない場合においては、第三者からの報告に基づき、第一項第五号口及び八に掲げる事項について実質的受益者に報告を行っている場合）には、受益者からあらかじめ記載を要しない旨の承諾を得ることにより、同号口及び八に掲げる事項の記載を省略することができる。

（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）

第十九條 法第四條第一項において準用する信託業法第二十七條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ信託財産状況報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

該受益者からの信託財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

一 受益者が受益証券発行信託（信託法第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託をいう。以下同じ。）の無記名受益権（同法第一百条第三項に規定する無記名受益権をいう。以下同じ。）の受益者であつて、当該受益者のうち、信託業務を営む金融機関に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

二 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 三六（略）

七 取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を受益者からあらかじめ書面又は電磁的方法により得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

八（略）

九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。）に前条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

（新設）

二 信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に信託財産状況報告書を交付する場合

三 三六（略）

七 取引について当該取引ごとの内容を書面交付又は電磁的方法により提供することにより信託財産状況報告書の交付に代える旨の承諾を書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号において同じ。）からあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

八（略）  
（新設）

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十一条 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から法第二十一条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。)は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを明確に区分し、かつ、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、法第二十一条第一項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が、信託財産の種類に応じ、信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の方法により管理することを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託業務を営む金融機関は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に掲げる帳簿書類等の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託行為によつて設定された期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 信託業務(法第二十一条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。)の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第二十二條 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から法第二十一条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除き信託業務の委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するた

(信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制の整備に関する事項)

第二十条 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。)は、管理場所を区別することその他の方法により信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と明確に区分し、かつ、当該信託契約の種類に応じた方法により、当該信託財産に係る受益者を判別できる状態で管理しなければならない。

2 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により信託財産の管理を第三者に委託する場合には、当該委託を受けた第三者が前項に規定するところにより信託財産の管理を行うことを確保するための十分な体制を整備しなければならない。

3 信託業務を営む金融機関は、信託業務の処理及び計算を明らかにするため、第一号及び第二号に掲げる帳簿書類を別表により作成し、次の各号に定める帳簿書類を当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 信託勘定元帳 信託財産の計算期間の終了の日又は信託契約の期間の終了の日から十年間

二 (略)

三 信託業務の委託契約書 委託契約の終了の日から五年間

(信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に関する事項)

第二十一条 信託業務を営む金融機関(当該信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。)は、次に掲げるところにより、内部管理に関する業務を適正に遂行するための十分な体制を整備しなければならない。

めの十分な体制を整備しなければならない。

一～三 (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この号において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三 (略)

3 (略)

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5～8 (略)

(信託財産に係る行為準則)

一～三 (略)

2 前項の「内部管理に関する業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守の管理（業務の内容が法令（外国の法令を含む。）又は法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役員及び使用人に遵守させることをいう。）に関する業務

二・三 (略)

3 (略)

4 信託業務を営む金融機関は、本店その他の営業所又は事務所を他の信託会社、外国信託会社又は金融機関（令第二条各号に掲げる金融機関をいう。以下この項及び次項において同じ。）の本店その他の営業所、事務所若しくは代理店（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第八十三号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所を含む。）と同一の建物に設置してその業務を営む場合には、顧客が当該信託業務を営む金融機関を当該他の信託会社、外国信託会社又は金融機関であると誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

5～8 (略)

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

四 信託財産に係る受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。）

（）に対し、取引に関する重要な事実を開示し、書面又は電磁的方法による同意を得て行う場合を除き、通常の取引の条件と比べて受益者に不利益を与える条件で、信託財産に属する財産につき自己の固有財産に属する債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又は利害関係人と受益者との利益が相反することとなる取引を行うこと。

五 重要な信託の変更等（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する重要な信託の変更等をいつ。

以下同じ。）をすることを専ら目的として、受益者代理人を指定すること。

3 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第十条第一項各号に掲げる者を除く。）又は受益者若しくは受益者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により取引を行う場合

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、次に定める方法により取引を行

第二十二條 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 当該信託財産に係る受益者（信託法第八条第一項に規定する信託管理人が存在する場合には、当該信託管理人）に対し、当該取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引

四 (略)

2 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

う場合

イ 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物並びに同法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買

証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は同法第六十五条第二項第三号に規定する外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 取引所有価証券市場（同法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。） 店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

及び 次に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

（証券取引法第一条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券）同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。（において同じ。）

（証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち

ち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの

（）証券取引法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

ロ 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引、取引所有価証券市場若しくは外国有価証券市場において行うもの

ハ 取引所金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。）金融先物取引所（同条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）の開設する金融先物市場（同条第三項に規定する金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定する海外金融先物市場をいう。）において行うもの

ニ 不動産の売買、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

ホ その他の取引、同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる通常の取引の条件と比べて、受益者に不利にならない条件で行うもの

三 個別の取引ごとに当該取引について重要な事実を開示し、信託財産に係る受益者の書面又は電磁的方法による同意を得て取引を行う場合

四 その他受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融庁長官（令第十五条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く金融機関にあつては、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて取引を行う場合

4| 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益

3| 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定により、信託財産の計算期間ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、受益

者に交付しなければならない。

- 一 取引当事者が法人の場合にあつては商号又は名称及び営業所又は事務所の所在地、個人の場合にあつては個人である旨
- 二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託業務を営む金融機関との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関から信託業務（法第二条において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く。）の委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三 九（略）

- 十 当該取引に関して信託業務を営む金融機関（当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二（略）

- 5) 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九條第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

- 一 受益者が受益証券発行信託の無記名受益権の受益者であつて、当該受益者のうち、信託会社に氏名又は名称及び住所の知れている者に対して信託財産状況報告書を交付し、かつ、その他の者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されている場合

- 二 委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第十条第一項各号に掲げる者を除く。）又は受益者若しくは受益者

者に交付しなければならない。

- 一 取引当事者の商号、名称又は氏名及び営業所又は事務所の所在地若しくは住所
- 二 信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関の利害関係人である場合には、当該利害関係人と信託業務を営む金融機関との関係（信託財産との取引の相手方となつた者が信託業務を営む金融機関から委託を受けた者の利害関係人である場合にあつては、当該利害関係人と委託を受けた者との関係）

三 九（略）

- 十 当該取引に関して信託業務を営む金融機関（信託業務を営む金融機関から委託を受けた者を含む。）又はその利害関係人が手数料その他の報酬を得た場合には、その金額

十一・十二（略）

- 4) 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九條第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受益者が適格機関投資家等であつて、書面又は電磁的方法により当該受益者からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

- 二 委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者（令第九条第一項各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第四条第一

から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により法第二條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（実質的受益者を含み、信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合において、当該信託管理人又は受益者代理人に書面を交付する場合

四 法第二條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を書面又は電磁的方法により提供することにより同條第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を受益者から書面又は電磁的方法によりあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五（略）

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四條に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七條第一項に基づき当該投資信託委託業者から委託を受けた者（令第九條第一項各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第二條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。）からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

七 第三項第二号イから八までに掲げる取引を行う場合

八 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもつて表示されるもの、金融機関（商工組合中央金庫を含む。）への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）の取得及び譲渡を行う場合

項において準用する信託業法第二十九條第二項各号に掲げる取引が行われたものである場合であつて、書面又は電磁的方法により受益者（信託法第八條第一項に規定する信託管理人が存在する場合においては、当該信託管理人。以下この号及び第四号において同じ。）からあらかじめ書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

三 信託法第八條第一項に規定する信託管理人が存在する場合において、当該信託管理人に書面を交付する場合

四 法第四條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項各号の取引について当該取引ごとの内容を記載した書面交付又は電磁的方法により同條第三項に規定する書面の交付に代える旨の承諾を書面又は電磁的方法により受益者からあらかじめ得ている場合であつて、かつ、当該取引の内容を記載した書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

五（略）

六 投資信託及び投資法人に関する法律第四條に規定する委託者指図型投資信託契約による信託の引受けを行った場合において、同法第二條第十八項に規定する投資信託委託業者又は同法第十七條第一項に基づき当該投資信託委託業者から委託を受けた者（令第九條第一項各号に掲げる者を除く。）のみの指図により法第四條第一項において準用する信託業法第二十九條第二項各号の取引が行われたものである場合であつて、かつ、受益者からの個別の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合

（新設）

（新設）

九 法第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権の取得及び譲渡を行う場合

(新設)

(公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等)

第二十四条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 法第五条第一項に規定する定型的信託契約による信託である場合

二 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託である場合

三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合

四 貸付信託法第二条第一項に規定する貸付信託である場合

五 資産の流動化に関する法律第十三項に規定する特定目的信託である場合

六 社債等の振替に関する法律第十一条に規定する加入者保護信託である場合

(新設)

(重要な信託の変更等の公告の方法)

第二十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項の規定による公告は、信託業務を営む金融機関における公告の方法によりしなければならない。

(新設)

(重要な信託の変更等の公告に係る受益証券発行信託の特例)

第二十六条 受益証券発行信託の信託業務を営む金融機関が前条の規定により公告する場合には、当該信託業務を営む金融機関は、当該信託業務を営む金融機関に氏名又は名称及び住所の知れている無記名受益権の受益者に対しては、各別に法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項各号に掲げる事項を催告しなければならない。

(重要な信託の変更等の公告又は催告事項)

第二十七条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 重要な信託の変更等をしようとする理由
- 二 重要な信託の変更等の内容
- 三 重要な信託の変更等の予定年月日
- 四 異議を述べる期間
- 五 異議を述べる方法

(重要な信託の変更等をしてはならないとき)

第二十八条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第三項に規定する内閣府令で定めるときは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の信託財産に対する持分(以下この条及び次条において「元本持分」という。)が同条第一項の規定による公告又は催告の時における当該信託の受益権の元本持分の合計の二分の一を超えるときとする。

(重要な信託の変更等の適用除外の受益者承認基準)

第二十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、各受益権の内容が均等でない場合において、当該信託の受益権の元本持分の合計とする。

(費用等の償還又は前払の範囲等の説明事項)

第三十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 信託報酬に関する事項
- 二 信託財産に関する租税その他の費用に関する事項
- 三 信託受益権の損失の危険に関する事項
- 四 信託法第四十八条第五項(同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。)に規定する合意を行おうとするときまでに確

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

定した費用等（同法第四十八条第一項に規定する費用等をいう。）又は信託報酬がある場合にはその額

（第三者に契約締結の代理又は媒介を委託することのできない信託契約）

第三十一条 法第二条第二項に規定する内閣府令で定める信託契約は、令第三条第一号及び第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約とする。

（業務の種類又は方法の変更の認可の申請等）

第三十二条 信託業務を営む金融機関は、法第三条の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（同一人に対する信用の供与）

第三十三条 令第十三条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十三条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五（略）

（定型的信託約款の変更に係る認可の申請等）

第三十四条 信託業務を営む金融機関は、法第五条第一項の規定による定型的信託約款の約款の変更に係る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

（第三者に契約締結の代理又は媒介を委託することのできない信託契約）

第二十三条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める信託契約は、令第三条第一号及び第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約とする。

（業務の種類又は方法の変更の認可の申請等）

第二十四条 信託業務を営む金融機関は、法第五条の規定による業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四（略）

2（略）

（同一人に対する信用の供与等）

第二十五条 令第十二条に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第八号中の信託財産残高表の貸出金勘定に計上されるものとする。

2 令第十二条に規定する貸出金の信用の供与としての額は、同一人に対する前項に規定する貸出金（以下この項において「貸出金」という。）の額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～五（略）

（定型的信託約款の変更に係る認可の申請等）

第二十六条 信託業務を営む金融機関は、法第五条ノ三第一項の規定による定型的信託約款の約款の変更に係る認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇三 (略)  
2 (略)

(定型的信託約款の変更の公告)

第三十五条 信託業務を営む金融機関が法第五条第一項の規定により行う定型的信託約款の約款の変更についての公告は、次に掲げる事項を明らかにして、信託業務を営む金融機関における公告の方法によりしなければならない。

一〇三 (略)

(利益補足契約の最高利益歩合)

第三十六条 信託業務を営む金融機関が、法第六条の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合には、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

(損失の補てん等を行うことができる信託契約)

第三十七条 法第六条に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 有価証券(証券取引法第二条第一項(第七号の三及び第七号の五を除く。)に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))をいう。第十二号において同じ。

二〇八 (略)

九 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等に係る権利

一〇三 (略)

(信託業務報告書等)

第三十八条 (略)

二〇四 (略)

一〇三 (略)  
2 (略)

(定型的信託約款の変更の公告)

第二十七条 信託業務を営む金融機関が法第五条ノ三第一項の規定により行う定型的信託約款の約款の変更についての公告は、次に掲げる事項を明らかにして、定款で定めた公告方法によりしなければならない。

一〇三 (略)

(利益補足契約の最高利益歩合)

第二十八条 信託業務を営む金融機関が、法第五条ノ四の規定によりあらかじめ一定額の利益を補足する旨を定める契約を締結する場合には、その利益歩合は、金融庁長官が定める歩合を超えてはならない。

(損失の補てん等を行うことができる信託契約)

第二十九条 法第五条ノ四に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。

一 有価証券(証券取引法第二条第一項(第七号の三を除く。)に規定する有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。))をいう。第十二号において同じ。

二〇八 (略)

九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等に係る権利

一〇三 (略)

(信託業務報告書等)

第三十条 (略)

二〇四 (略)

5 第二項の信託業務報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 別紙様式第九号により作成した法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定による業務委託（法第二条第一項において準用する信託業法第二十二條第三項各号に掲げる業務を委託する場合を除く。）の状況表

二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項に規定する取引の概要を記載した書類

（届出事項）

第三十九条 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（削る）

一（略）

二 自己を所属信託兼営金融機関（法第二条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関をいう。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知つたとき（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）。

三 自己の役員、従業員、信託業務の委託先又は代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この号及び第三項において同じ。）が、当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次に掲げる行為を行ったこと（信託業務の委託先にあつては、当該信託業務を営む金融機関が委託する信託業務に係るものに限る。）を知つた場合

イ 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

ロ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十三年法律第三十六号）に違反する

5 第二項の信託業務報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 別紙様式第九号により作成した信託業法第二十二条第一項の規定による業務委託の状況表

二 信託業法第二十九条第二項に規定する取引の概要を記載した書類

（届出事項）

第三十一条 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 信託業務を開始したとき。

二（略）

三 自己を所属信託兼営金融機関（法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関をいう。）とする信託契約代理店が訴訟若しくは調停の当事者となつたことを知つたとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したことを知つたとき（自己を受託者とする信託契約に係る信託契約代理業に関するものに限る。）。

（新設）

行為

ハ 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づく命令に違反する行為

二 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭つこと及び過不足を生じさせることを含む。）

ホ 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合へ 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地<sup>ニ</sup>の監督当局に報告したもの

ト その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつてイからハまでに掲げる行為に準ずるもの

2| 前項第三号の届出は、信託業務を営む金融機関が、当該行為の発生を知つた日から三十日以内に行わなければならない。

3| 法第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、代理店の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとする場合とする。

4| 信託業務を営む金融機関は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三 (略)

(削る)

(新設)

2| 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当するとき、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 信託業務の全部若しくは一部のみを営む支店その他の営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該営業所若しくは事務所において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき。

二 代理店（信託業務を営む金融機関の委託を受けて、当該金融機関が信託業務の全部又は一部を受託する契約の締結の代理又は媒介をするものをいう。以下この条において同じ。）の設置若しくは廃止又は当該代理店において行う業務の内容を変更しようとするとき。

3| 信託業務を営む金融機関は、前項第一号の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

4| 信託業務を営む金融機関が、当該金融機関の役員、従業員又は代理店が当該金融機関に係る信託業務を遂行するに際して次の各号に該当する行為を行ったことを知つた場合、当該事実を知つた日から

三十日以内に当該行為の概要等について金融庁長官に届け出なければならぬ。

- 一 詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
  - 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十三年法律第三十六号）に違反する行為
  - 三 法若しくは信託業法又はこれらの法律に基づき命令に違反する行為
  - 四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）
  - 五 管理の失当により信託財産に百万円以上の損失を与えた場合
  - 六 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地監督当局に報告したもの
  - 七 その他当該金融機関における信託業務の適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの
- 5| この条の規定により届出をしようとする者（令第十五条第一項の金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）は、本店（令第二条第三号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては主たる事務所。第三十三条において同じ。）を管轄する財務局長又は財務支局長を経由して、金融庁長官に届け出なければならぬ。

（新設）

（削る）

（廃業等の公告等）

第四十条 法第八条第三項の規定による公告は、官報のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によつてしななければならない。

2| 法第八条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしななければならない。

一 信託業務の廃止、合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、会社分割による信託業の全部若しくは一部の承継

又は信託業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

二 引受けを行った信託関係の処理の方法

3| 法第八条第四項に規定する届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 公告の内容

二 公告の方法

三 公告年月日

4| 法第八条第三項の規定による公告を電子公告によつてする場合に  
は、第二項第一号に定める年月日までの間、継続して電子公告による  
公告をしなければならない。

(認可の失効)

第四十一条 金融機関は、法第十一条第四号に規定する承認を受けよ  
うとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出  
しなければならない。

2| 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次  
に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受け  
た事項を実行することができないことについてやむを得ないと認  
められる理由があること。

二 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実行することができ  
ると見込まれること。

三 当該認可の際に審査の基礎となつた事項について、当該認可を  
受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見  
込まれること。

(監督処分公告)

第四十二条 法第十二条の規定による監督上の処分の公告は、官報に

(認可の失効)

第三十二条 金融機関が法の規定による認可を受けた日から六月以内  
に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効  
力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらか  
じめ金融庁長官等の承認を受けたときは、この限りでない。

2| 金融機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとする  
ときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなけ  
ればならない。

3| 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、  
次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受け  
た事項を実行することができないことについてやむを得ないと認  
められる理由があること。

二 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実行することができ  
ると見込まれること。

三 当該認可の際に審査の基礎となつた事項について、当該認可を  
受けた事項の実行が見込まれる時期までに重大な変更がないと見  
込まれること。

(新設)

よるものとする。

第四十三条 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十五条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

(予備審査)

第四十四条 信託業務を営む金融機関は、法の規定による認可（法第一条第一項の規定による信託業務の兼営の認可を除く。）を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第四十五条 (略)

別表（第二十一条第三項関係）

(經由官庁)

第三十三条 金融機関は、第一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第十五条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

(予備審査)

第三十四条 信託業務を営む金融機関は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第三十五条 (略)

別表（第二十条第三項関係）